

公益社団法人東京社会福祉士会 2024年度事業計画

I. 重点課題

地域共生社会の実現に向けて、各分野におけるソーシャルワークの専門性の需要が益々高まる中、『私たちは豊かな地域生活実現のため、責任と誇りをもって「より添い、ともに悩み、育み、創り出す」ソーシャルワーク実践を行う』という法人理念に立ち返り、会員一人ひとりがその力を発揮し、職能団体としての使命と役割を果たしていくことを目指し、2024年度は組織強化に必要な取り組みとして、次の3点を重点課題とする。

1. 倫理綱領・行動規範の全会員への周知、理解促進

本会定款第5条の2では、本会の会員は、(公社)日本社会福祉士会が定める倫理綱領を遵守しなければならないと定めている。

(公社)日本社会福祉士会は、時代の変化に対応し従前の倫理綱領の内容を見直し、2020年6月の総会で、新たな倫理綱領を採択した。そして翌2021年3月の臨時総会では、その倫理綱領を行動レベルに具体化した新しい行動規範を採択した。

しかしながら、(公社)日本社会福祉士会によると、全国の県士会において、「倫理綱領・行動規範」に反する会員の不祥事が増加しているとのことである。

本会においても、2022年度から2023年度にかけて、成年後見業務の遂行にあたり、倫理綱領に違反する行為を行った会員の処分を行っており、今般、会員の除名処分を決定している。

わが国においては、地域共生社会の実現に向けた様々な施策が進み、社会福祉士が多様化・複雑化する地域課題に対応するソーシャルワークの専門職として、他の専門職や地域住民との協働、福祉分野をはじめとする各施設・機関等との連携といった役割を担っていくことが期待されているところである。そのような中で、本会の正会員によって社会福祉士の社会的信用を失墜させるこのような行為が行われたことは、痛恨の極みである。

そこで本年度においては、「社会福祉士の倫理綱領・行動規範」について、全会員への周知啓発を進め、会員の実践活動の基盤・拠り所となるよう理解促進を目指す。

2. 組織率の向上（入会促進・退会抑制）

本会の会員数は、2024年3月末現在4,201名であり、2000年初頭の会員数932名に対し、約4.5倍の増加となっている。しかし、この間において、東京都で登録した社会福祉士数は、2,527名から30,833名へと12.2倍に急増したため、本会の組織率は、2000年初頭の36.9%から、13.6%へと急落している。この組織率の著しい低下は、特に20代若年層の社会福祉士の入会が減少していることによって引き起こされている。その結果、本会会員の年齢構成は急速に高齢化し、50歳代以上が2/3を占めるに至り、高齢等に伴う退会者数も増加している。このような事態が継続するならば、組織率は一層低下する可能性があり、その結果として、本会が社会福祉士

を代表する職能団体としての適格性を問われることにもなりかねない。

よって、本会設立の目的を達成するために、組織率の低下傾向に歯止めをかけ、その向上に努めることを喫緊の課題とし、以下の具体策を講じる。

(1) かつて本会は、国家試験合格者に対する入会の積極的な呼びかけを行ってきたが、近年はこのような取組みは停滞していた。この反省を踏まえ、本年度においては、日本ソーシャルワーク教育学校連盟に加入している養成校を通じた新規合格者に対する積極的な入会勧誘に努めることとする。

(2) 組織率の拡大を図るためには、国家試験新規合格者に対する呼びかけにと止まらず、未加入の社会福祉士に対する入会勧誘の働きかけを積極的に行うことも大切である。そのためには会員が、共に学び、悩みを分かち合い、共通の課題を話し合えるコミュニティとして機能していることを、肯定的に評価できるようにならなければならない。本年度においては、このような環境構築を目指すことを念頭に置きながら、会員一人ひとりの参加の促進に努め、それぞれの地域に根差した活動や本会の基盤となる委員会活動等の活性化を図る。

3. 地域の複雑化・複合化した支援ニーズに職能団体として担うべきメゾ・マクロの取り組みの推進及び発信

2022年度の日本社会福祉士会全国大会・東京大会の基調講演において、ソーシャルワークの価値を深化させるため、日々のミクロの実践をメゾ・マクロレベルへと展開させることが望ましいとの方向性が示された。

地域においては、地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の整備が進められている。個別の利用者に対する支援を、地域で支える体制の構築が進められている中で、社会福祉士としての日々のミクロの実践を、地域との関わりにどのようにつなげていくのかが問われている。社会福祉士の職能団体として期待される役割を果たすためにも、メゾレベルの地域の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる体制を整備する必要がある。

本年度においては、本会の各種事業を通じて、区市町村レベルの地域のニーズに対応した取り組みの推進に努める。

II. 活動内容

1. 総会、理事会、業務執行理事会議、センター全体会議ほか

(1) 総会

定時総会を毎年6月末に開催し、理事及び監事の選任、貸借対照表・損益計算書の承認、定款・規則類の変更等を決議し、理事から本会の運営状況と事業概況を説明、報告する。

(2) 理事会

理事会は、臨時招集も含めて年間6～8回開催され、全理事と監事及び相談役の出席のもと、以下の職務を行う。

- ・本会の業務執行の決定
- ・理事の職務執行の監督
- ・会長、副会長及び業務執行理事、その他主要な職責者の選定及び解職

(3) 業務執行理事会議

会長の諮問機関として、業務執行理事会議を設置し、原則毎月1回開催する。本会の重要課題について協議し、意見集約と運営に関する情報共有を行う。

(4) センター全体会議

2か月に1回程度の頻度で、各センターの代表者、調査・研究センターに属する委員会の委員長、事業推進センターの事業部長及び会長、副会長、理事が出席し、運営に関する意見集約、各センター内の活動に関する情報共有を行う。

(5) 選挙管理委員会

会員理事選挙に関する下記の一切の業務を行う。

- ・選挙の公示
- ・立候補の届出の受付及び審査
- ・投票用紙の作成、配布及び回収
- ・開票及び投票の有効無効の判定
- ・選挙結果の確定
- ・総会における報告
- ・その他

(6) 倫理委員会

社会福祉士である会員の倫理及び専門性の向上に関する支援のため、本会の組織において独立した立場で活動を行う。本会の会員のほか、会員以外の委員により、必要に応じて、下記の事項について審議を行う。

- ・会員の倫理及び行動規範に関すること。
- ・会員の懲罰に関すること。
- ・会員に対する苦情申立てに関すること。
- ・会員の不服申立てに関すること。
- ・「倫理委員会規則」、「懲戒基準規則」及び「会員に対する苦情への対応及び会員に対する懲戒手続に関する規則」の改廃に関すること。

(7) 個人情報保護管理委員会

個人情報保護管理委員会は、「個人情報保護管理規程」に従い、職員等に対する個人情報保護のための必要な指導、監督を行う。

2. 生涯研修センター

生涯研修センターは、基礎研修部会・独自研修部会・認証研修部会・スーパービジョン部会の4部会を設置し、センター会議では事業全体の進捗確認や各部門が企画する研修の承認、課題の検討等を行い、事務局では会員の研修履歴の管理、受講者募集や提出物の管理、スーパービジョンのコーディネート関連事務等を年間を通じて行っている。会員の自己研鑽を支援するための生涯研修制度および、認定社会福祉士認証制度の普及啓発に関する事業を推進することで、会員が倫理綱領・行動規範に基づいた最善の実践が可能となるよう専門性の向上に取り組む。

2024年度 重点課題		1. 研修の企画運営における循環型の仕組みの構築を目指した、センター及び部会の体制整備並びに人材育成と確保
		2. 倫理綱領・行動規範を基礎とした研修運営と会員（受講生）への意識づけ
		3. 研修に関する情報提供及び合理的配慮の推進
事業 実施 計画	1. センター運営	(1)センター会議の開催（毎月1回） (2)部会の円滑な運営（基礎研修部会、独自研修部会、認証研修部会、スーパービジョン部会）及び部会員に係る人材育成・確保
	2. 基礎研修部会	(1)基礎研修の企画・運営 ①基礎研修Ⅰ（年2日×2コース実施） ②基礎研修Ⅱ（年8日×2コース実施） ③基礎研修Ⅲ（年8日×1コース実施）
	3. 独自研修部会	(1)独自研修の企画・運営 ①ファシリテーター研修（3回） ②社会福祉士実習指導者講習会（2日） ③実習指導者フォローアップ研修（1日） ④倫理綱領・行動規範研修 ⑤ソーシャルワーク実践における意思決定支援研修（1日）
	4. 認証研修部会	(1)認証研修の企画・運営 ①研修の企画・運営 ・ソーシャルワーク基礎研修（4日） ・ソーシャルワークの基盤と倫理（2日）

	②認証研修の新規・更新手続き、実施報告
5. スーパービジョン部会	(1)研修の企画・運営 ①第32回スーパービジョン研修（10回） ②実践スーパービジョン研修（8回） (2)スーパーバイザー登録説明会及び研修の開催 (3)スーパービジョンコーディネート (4)スーパービジョン体験会の実施 (5)スーパーバイザーサポート体制の構築
6. 研修運営の体制構築	(1)組織強化のためのあり方検討会第3期「センターの役割と収支のあり方」に関する提言書（2023年6月23日）を踏まえた検討及び体制の構築 ①部会員、スタッフ・ファシリテーターの増員と育成 ②研修運営マニュアルの作成 ③規程類の整備と研修運営方法の検討
7. 研修開催の支援	(1)研修開催の支援 ①センター・委員会が主催する研修のサポート (2)独自研修の承認と修了情報の管理 (3)研修開催に関する情報提供・調整
8. 日本社会福祉士会との連携	(1)全国生涯研修委員会議への出席 (2)日本社会福祉士会主催研修への受講者推薦 (3)認定社会福祉士の取得促進、取得者の活用 (4)実践研究の促進

3. 調査・研究センター

調査・研究センターは多岐にわたる社会福祉の専門分野において、それらを専門的に調査研究する委員会の設置及び活動を支援し、社会福祉士の専門性向上に資するものとする。また、セクショナリズムに陥りがちな社会福祉各分野において、横断的な協働体制の構築や、感染症対策下における新しい形の研修会・講演会の検討及び共同開催など、専門職団体における協働・調整機能を発揮し、活動分野におけるコアコンピタンスの確立と共通理解を図るものとする。

2024年度 重点課題		1. 実践研究大会
		2. 委員会の活性化
		3. HPを活用した委員会の活動等の周知
事業 実施 計画	1. 連絡調整会議	<ul style="list-style-type: none">・基本的には四半期に1回の定期開催、必要があれば、臨時開催とする。・情報共有、検討、決議を行う。
	2. 実践研究大会への参画	<ul style="list-style-type: none">・委員会で単独発表および委員会同士の連携による発表を行う。・ポスター掲示に参画する。
	3. 調査研究特別助成	<ul style="list-style-type: none">・プロポーザル形式による企画の募集
	4. HPの活用	<ul style="list-style-type: none">・HPを活用した委員会活動の周知・HPを活用した委員会主催の研修等の周知
	5. 企画委員会	<ul style="list-style-type: none">・あり方提言実現のための検討会議の開催

【権利擁護委員会】

2024 年度 重点課題		1. 定例会における研究報告・発表
		2. 権利擁護にかかる実践上の課題等の研究
		3. 権利擁護支援の関係者とのネットワーク構築
事業 実施 計画	1. 定例会	回数：年6回（2か月に1回奇数月） 参加者：委員、会員・会員外の参加希望者
	2. 研究会	回数：年1、2回 参加者：委員、会員・会員外の参加希望者
	3. 交流会	回数：年1回 参加者：委員、会員・会員外の参加希望者
	※2020年度以来、Zoom開催となり、継続している。リアル開催よりも気軽に参加でき、全国からゲストを呼べることから定着している。年数回、対面の会もあるといいが、今後も基本的にオンライン開催を続ける。	

【子ども家庭支援委員会】

<p>2024 年度 重点課題</p>		<p>1. 子ども家庭福祉に関する幅広い分野領域の調査研究活動に引き続き取り組む。</p> <p>2. 各委員が持つ専門的な知見や技法に触れる機会を引き続き設け、共有して深める。</p> <p>3. 子どものアドボカシーに関する事業（権利擁護・意見表明支援等）を積極的に支援する。</p>
<p>事業実施計画</p>	<p>1. 学習会を兼ねた定例会の開催</p>	<p>回数：年 6 回程度 対象：子ども家庭支援委員会委員 (各回 15 人程度)</p>
	<p>2. 研修会の開催</p>	<p>回数：年 1 回程度 対象：社会福祉士等 約 50 人</p>
	<p>3. 子どものアドボカシーに関する事業の支援</p>	<p>1) 地方自治体から本会に子どもの権利擁護委員等候補者の推薦依頼があったときは、しかるべき委員を候補者として推薦する。</p> <p>2) 子どもの意見表明支援に関する学習会を開催し、委員の意識高揚を図る。</p> <p>3) 子どもの権利擁護委員等に任命された会員と意見交換を行うなどして、子どものアドボカシーに関する事業のより良い在り方を検討、提案する。</p>

【司法福祉委員会】

2024 年度 重点課題		1. 委員会活動と組織の整備
		2. 司法福祉研修の充実 - 基礎から専門まで
		3. 刑事司法への関与事業 「刑事司法ソーシャルワーカー」のシステム検討
事業 実施 計画	1. 委員会活動（月例会／勉強会、幹事会の開催）	回数：12回（毎月定期開催） 対象：司法福祉委員会委員 約300名
	2. メーリングリストでの情報・意見の交換	不定期
	3. 刑事司法ソーシャルワーク入門研修1（基礎研修）の開催	回数：年1回 対象：社会福祉士（東京会員・他県会員・その他）100名
	4. 公開講座の開催（啓発市民講座）	回数：年1回 対象：社会福祉士、保護司、学生、一般市民、他300人
	5. 刑事司法への関与事業の実施／刑事司法ソーシャルワーカー養成講座開催	回数：年1回 対象：東京社会福祉士会会員20名
	6. 刑事司法への関与事業の実施／名簿登載・コーディネート・推薦・リスク管理等	対象：刑事司法ソーシャルワーカー80名
	7. 刑事司法への関与事業の実施／継続（スキルアップ）講座の開催	回数：1回 対象：東京社会福祉士会刑事司法ソーシャルワーカー登録者80名
	8. 刑事司法への関与事業の実施／判決後支援事業	交通費：約20回 切手代（文通転送代＋身分証明書送料）：200件

	対象：東京社会福祉士会刑事司法ソーシャル ワーカー登録者
9. 東京司法・福祉 連絡協議会の実施	回数：8回 対象：東京社会福祉士会刑事司法ソーシャル ワーカー70名
10. 東京都再犯防 止推進計画への関 与	不定期
11. 関係機関・団 体及び地区会への 委員及び講師の派 遣	不定期
12. 保護司就任へ の協力事業の実施	不定期
13. 施設等の見学 会の実施	回数：年1回 対象：司法福祉委員会委員

【就労支援委員会】

2024 年度 重点課題		1. 社会福祉士として就労支援の学びの場づくり
		2. 参加者の相互のサポート機能
		3. 委員会活動の周知のための発信
事業 実施 計画	1. ステップアップ 講座の開催	<p>以下の目的で実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援に必要な知識とスキルの向上。 ・先進事例や実践者の話題から知見を広げ深める。 ・参加者でシェアし学び合いの機会とする。 <p>回数：年4回（リアル・オンライン併用） 参加者：20名程度、就労支援委員会および関心のある方。 その他：東京社会福祉士会HP掲示板で告知する。</p>
	2. 定例委員会の 開催	<p>参加者による情報交換・意見交換、グループスーパービジョンを行い、就労支援に関わる人の相互のサポートの場とする。また、ステップアップ講座の企画、委員会運営について話し合う。</p> <p>回数：年5回（リアル・オンライン併用） 参加者：12名程度、委員他 その他：東京社会福祉士会HP掲示板で告知する。</p>
	3. 実践研究大会 参加	<p>実践研究大会で就労支援委員会としてテーマを設け発表する。就労支援における課題解決や社会福祉士ならではの企画発信を行う。</p>

【電話相談事業研究開発委員会】

2024年度 重点課題		1. 通常シフト体制の回復
		2. 相談員の確保
		3. 相談活動の質の向上
事業 実施 計画	1. 電話相談事業の実施	年末年始を含む365日、2人体制による19:30~22:00の2時間半の電話相談への回復を目指す。(2023年度はほぼ1人体制)
	2. 相談員カンファレンスの開催	毎月1回、相談員の資質の向上と情報共有を目的に、カンファレンスを行う。
	3. コーディネーター会議の開催	毎月1回、委員会の活動方針の提案・検討や事務作業の円滑化のために、コーディネーター会議を行う。
	4. オープン研修の実施	年1回 対象：社会福祉士（東京会員・他県会員・その他）30名
	5. 報告書作成	近年のコロナ禍の期間中における電話相談のデータをまとめ、報告書を作成する。

【地域包括支援センター委員会】

2024 年度 重点課題		1. 定例委員会の開催
		2. ソーシャルワーク等に関する実務研修開催
		3. 他委員会並びに外部関係団体（行政、社協等）との連携（研修、委員派遣、情報交換等）
事業 実施 計画	1. 定例委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月第 3 火曜日夜間 ・ 年間 12 回開催予定（原則オンライン開催。臨時開催もあり） ・ 所属委員による実践・研究報告、各委員の活動や活動地域の情報交換等
	2. ソーシャルワーク等実践研修の実施	<p>内容：学識者、所属委員によるソーシャルワークや権利擁護の実践に関する研修会の実施</p> <p>回数：1 回</p> <p>参加予定人数：40 人</p> <p>その他：研修時に社会福祉士会への加入促進</p>
	3. 他委員会並びに外部関係団体（行政、社協等）との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ センター全体会議、調査研究センター会議、実践研究大会への参加等を通じ、他委員会と意見交換、情報共有を行い、学習会等の合同企画や研修周知等、行えるところから連携を進めていく。 回数：随時 ・ 東京社会福祉士会に寄せられる研修講師等の派遣要請を検討し、適任者を応募者として推薦するなどして、外部関係団体等に委員を派遣する。 回数：随時

【障害者支援委員会】

2024年度 重点課題		1. 新たなメンバーを確保し、委員会活動の安定と拡充を図る。
		2. オープンな研修会を開催し、障害者支援の知識向上やネットワーク強化を図る。
		3. 勉強会等を通じ、メンバーの知識と実践力の向上を図り、委員会として課題に取り組む環境を整える。
事業 実施 計画	1. 幹事会の開催	回数：月1回以上(定例；毎月第2火曜日) 内容：研修会・勉強会の企画など 対象：障害者支援委員会幹事
	2. メーリングリストの活用	・メーリングリストを活用した情報交換や意見交換を行う。
	3. 研修会の開催 (障害者支援実践研修；プラ研)	回数：年2回程度 内容：障害者の支援について関心の高い事項を、外部講師を招き研修を開催する。 対象：障害者支援委員会メンバー、社会福祉士、障害福祉に興味のある方。
	4. 勉強会の開催	回数：月1回(毎月第2火曜日) 内容：実践力強化のため、基礎から実践的・専門的なことをテーマに決め開催する。 対象：主に障害者支援委員会メンバー
	5. 実践研究大会への参加	・実践研究大会に委員会として参加する。 (内容については、幹事会等で今後検討)

【国際委員会】

2024 年度 重点課題		1. 多文化共生社会における社会福祉士の支援について知識と技術の修得を図る。
		2. 滞日外国人支援ネットワークを形成する。
		3. 他国の社会福祉実践について理解を深める。
事業 実施 計画	1. 委員会の開催	回数：年4回 対象：国際委員および関心のある社会福祉士 滞日外国人支援にかかわる社会福祉士の実践や課題などを共有し学ぶ。（年4回）
	2. 学習会の実施	回数：年1回 対象：社会福祉士 滞日外国人と支援の現状について、理解を深めるための学習会を開催する。社会福祉士間のネットワーク構築も目的とする。
	3. 滞日外国人相談会への参加	回数：年1回 参加者：国際委員 他機関等で実施する「滞日外国人相談会」に参加して相談に応じるとともに、他職種とのネットワークを形成する。

【災害福祉委員会】

2024年度 重点課題		1. 認証研修の災害支援活動者養成研修の実施
		2. 災害支援活動に向けての学習会の開催
		3. 防災教育や他機関との連携
事業 実施 計画	1. 定例会の実施	毎月1回概ね第2週で、参加委員が多くなる日程で調整。19:30～21:00 開催 参加者：各委員
	2. 学習会実施	年3回 防災に関する学習会を開催する。または防災に関する施設等の見学会、避難訓練の実施。 参加者：本会会員
	3. 災害支援活動者養成研修の実施	年1回2日間 災害支援活動者養成研修を実施し、名簿登録者の増加と質の担保を図る。
	4. 災害復興まちづくり支援機構行事支援	毎年7月に行われるシンポジウム実施支援 秋に行われる相談会に相談員を派遣
	5. 東京都災害福祉広域支援ネットワーク事業協力	ネットワーク連絡会参加。 東京都が計画している災害時の福祉応援職員派遣登録制度である災害派遣福祉チーム(DWAT)に協力していく。
	6. 会員・地域社会の防災のために発信していく	地域住民の防災に役立つアイテムを作成することや会報や実践研究大会にて発表することで、会員の防災減災意識を高めていく。

【貧困問題研究委員会（旧低所得者支援委員会）】 ※2024年4月より名称変更

2024年度 重点課題		1. 委員会活動
		2. 研修活動
		3. 研究活動
事業 実施 計画	1. 委員会活動	毎月の定例会を開催し、各委員の活動及び、最新の関連制度を学ぶ。
	2. 研修活動	年間2回の研修を開催。 (うち、1回は公開学習会)
	3. フィールドワー ク	年1回はフィールドワークを行う。

【独立・開業型委員会】

2024 年度重点課題		1. 独立型社会福祉士と開業している社会福祉士の資質向上
		2. 独立型社会福祉士及び開業している社会福祉士の相互交流
事業実施計画	1. 定例会・情報交換会	回数：6回（2か月に1回） 参加：委員等 この他随時福祉 ICT 部会開催有
	2. 実践報告会（更新研修）	回数：1回（6月頃を予定） 参加：会員等 ホームソーシャルワーク研修と合同の場合有
	3. 研修・交流会（カフェテリア）	海外や先進的な活動をされている独立型ソーシャルワーカーの活動を学び交流する 回数：1回 参加：会員等 ホームソーシャルワーク研修と合同の場合有 フィールドワーク実施の場合有
	4. ホームソーシャルワーク研修	回数：1回 参加：会員等 更新研修・カフェテリアと合同開催の場合有
	5. 調査・研究	・実践報告会（更新研修）等の実践内容を元に実践研究大会等でのポスター発表等 ・独立・開業している社会福祉士の実態調査

【自殺予防ソーシャルワーク委員会】

2024 年度 重点課題		1. 社会福祉士への自殺に関する正しい知識の普及啓発と自殺リスクが疑われるクライアントへの効果的な支援スキルの向上
		2. 生きづらさを抱えている人々の権利擁護とエンパワメント
		3. 遺族支援、未遂者家族支援、死亡事例検討会、支援者支援、事後対応における組織体制などのポストベンションのあり方の検討
事業 実施 計画	1. 定例会	回数：12回（原則毎月） 参加：委員 方法：原則オンライン、年数回の対面
	2. オープン研修	回数：1回（2025年3月予定） 参加：オープン
	3. 他県士会・他団体交流・共同研修等	回数：1～2回 参加：委員、他県士会・他団体会員等
	4. 調査研究	ポストベンションに関わる調査研究協力 自殺予防研修の効果に関わる調査研究実施 ※費用が発生する場合は原則委員長取得の科研費から支出
	5. 勉強会・事例討会	回数：1～2回（2024年9月ほか） 参加：委員（適宜、他委員会委員等を含む）
	6. フィールドワーク	回数：随時 参加：委員

【こども学校包括支援委員会（スクールソーシャルワーク委員会）】

2024 年度 重点課題		1. 委員会運営の安定性の確保と運用の定着
		2. スクールソーシャルワーカー、教育委員会等の連携と支援
		3. 委員活動の充実
事業 実施 計画	1. 三役会	回数：年 10 回程度（オンライン等） 対象：三役（委員長、副委員長、会計）
	2. 運営検討会	回数：年 5 回程度（オンライン等） 対象：各部会またはチームの活動のある委員 およびそれに参加可能な委員 ※三役会に併せて実施
	3. こども家庭・学校に関わるソーシャルワークにおける情報提供および教育委員会バックアップ	回数：三役会に併せて実施（オンライン等） 但し、第三者委員や事例検討依頼等の対応は随時 対象：委員会委員及びソーシャルワーカー、教育委員会 （東京会員・他県会員・その他）
	4. 初任者研修	回数：年 2 回（オンライン等） 対象：スクールソーシャルワーカー等 （東京会員・他県会員・その他）
	5. 東京社会福祉士会各委員会との情報交換や学習会	回数：年 2 回（オンライン等） 対象：委員会委員等
	6. 他県のソーシャルワーカーとの情報交換や学習会	回数：年 2 回（オンライン等） 対象：ソーシャルワーカー等（東京会員・他県会員・その他）

4. 権利擁護センターぱあとなあ東京

ぱあとなあ東京には、現在 600 名を超える会員が名簿登録しており、成年後見人として活動中である。国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、より地域に密着したチーム支援としての後見活動や意思決定支援を推進すべく、会員一人ひとりが専門職後見人として、各々の実践場面において専門性を発揮することが求められる。職能団体としての役割を果たすべく下記の各事業を展開する。

2024 年度 重点課題		1. 第二期成年後見制度利用促進基本計画で求められている職能団体としての役割を果たせるよう地域との連携を強化する。
		2. 各部門が有機的につながるによりマトリクス組織体制の基盤を固める。
		3. ぱあとなあ東京ウェブシステムを活用し、会員が情報にアクセスしやすい環境を整える。
事業 実施 計画	1. センター会議・運営会議の開催	センター会議 回数：12 回（月 1 回） 対象：センター委員、運営委員 運営会議 回数：24 回（月 2 回）状況で適宜開催 対象：運営委員
	2. 担当者会議・部、連絡会の運営	回数：12 回（月 1 回）※会議・部会毎に設定 対象：所属会員 種類：相談担当者会議、研修担当者会議、リスク対応支援部、法人後見監督部、未成年後見部 地域連携担当者連絡会
	3. 研修の開催（認証）	①支援者のための成年後見制度活用講座（認証） 回数：1 回（4 日間） 対象：社会福祉士会会員、社会福祉士、都民 ②成年後見制度の基礎（認証） 回数：1 回（4 日間） 対象：社会福祉士会会員、社会福祉士
	4. 研修の開催（独自）	① 名簿登録研修（独自：1 回 3 日間） 対象：東京社会福祉士会会員（予定も含む） ② 継続研修（13 回） 対象：ぱあとなあ会員、東京社会福祉士会会員、社会福祉士 ③ 倫理研修（15 回） 対象：ぱあとなあ会員

	<p>④ 更新研修（1回） 対象：ぱあとなあ会員全員必須 ※Eラーニングを使用</p> <p>⑤ 講師・ファシリ養成研修（独自：2回） 対象：ぱあとなあ会員</p> <p>②③については広域・ブロック両方で開催</p>
5. ブロックの運営	<p>① 受任調整事業：ブロック内の受任調整担当者が中心となり地域からの候補者推薦依頼に対応する。</p> <p>② スキルアップ事業：定例会や会員研修の企画及び実施、会員に対する周知、連絡などを行う。</p> <p>③ 地域連携事業：行政や中核機関等と連携を図り地域の権利擁護事業の推進に協力する。</p> <p>④ 会員相談事業：ブロック内で会員相談を受け付ける。</p>
6. 会員支援	<p>① 電話・メール等相談（広域相談およびブロック）</p> <p>② 初任者面談、サポーター同行（ブロック）</p> <p>③ 受任後1年間後見事務サポート事業（ブロック）</p> <p>④ 会員同士の積極的な交流を実施（ブロック）</p> <p>⑤ SD ミーティング（リスク対応支援部）</p> <p>⑥ 事例検討会（研修担当者会議）</p> <p>⑦ 法人後見監督人としての会員支援（法人後見監督部）</p>
7. 都民の権利擁護に関すること	<p>① 一般相談で後見制度に関すること、会員への意見要望などを受け付ける。（広域相談）</p> <p>② 島しょ地区に関する情報共有および支援の検討（運営会議）</p>
8. 部ごとの研修	<p>① 相談担当者等を対象とした研修（外部講師研修1回、会員講師研修1回）</p> <p>② 成年後見監督に関する研修（法人後見監督）</p>
9. IT化の推進	<p>ぱあとなあ東京ウェブシステムを活用し以下のことを行う</p> <p>① 会員のためのマイページ運用開始</p> <p>② 活動報告書の管理、点検</p> <p>③ コーディネートシステムの運用改善</p> <p>④ 事務局業務の効率化</p>

<p>10. 地域連携ネットワークに関すること</p>	<p>① 家庭裁判所、三士会、東京都・東京都社会福祉協議会などとの協議への参加 ② 地域の検討委員会や協議会等への会員派遣 ③ ブロックにおける地域連携ネットワーク構築の状況、中核機関や自治体との連携に関する情報を会員へ発信する。（地域連携担当者による広報活動）</p>
<p>11. 健全な運営</p>	<p>① 事務局・東京社会福祉士会会計担当と共有しながら毎月の予算執行を把握。 ② 事業運営と適切な会員負担について検討（継続）</p>

5. ソーシャルワーク協働事業センター

地域社会の福祉に貢献する事業を自治体等から受託し、職能団体として専門的な事業運営を展開することを通じて、都民の福祉に寄与することを目的としている。地域のニーズや期待される役割を認識し専門職として責任あるソーシャルワーク実践を展開していく。

2024年度 重点課題		1. 委託元との連携業務による体制強化
		2. 相談支援力の強化及び社会的認知度の向上
		3. フレキシブルな人員配置による安定運営の確立
事業 実施 計画	1. 新宿区 拠点相談事業 (相談所とまりぎ)	<p>(1)新宿区内の公園や路上等で起居するホームレス状態にある生活困窮者に対し、路上生活からの脱出に対する相談支援を行う。</p> <p>(2)衣類、乾パン等の提供及び健康・衛生面からシャワーと洗濯機利用の機会を提供する。</p> <p>(3)新宿区からの要請を受け、東京都等と連携し巡回相談を実施する。</p> <p>(4)必要に応じて医療機関や宿泊施設の同行を行う（救急搬送も含む）</p> <p>(5)路上生活を脱した利用者が再度路上生活に戻らないためにアフターフォローを行う。</p>
	2. 新宿区自立 相談支援事業	<p>(1)自立相談支援事業</p> <p>(2)住居確保給付金事業</p> <p>(3)就労支援事業</p> <p>(4)家計改善支援事業</p> <p>(5)ひきこもり総合相談窓口業務</p> <p>◇丁寧なインテーク・アセスメントを行い、必要に応じて支援計画を策定し、包括的・継続的な相談支援を実施する。</p> <p>◇定期的に支援の振り返りを行い、課題を整理する。</p> <p>◇各事業において、よりそい型・伴走型の支援を提供する。</p> <p>◇新宿就職サポートナビ、新宿ジョブサポートと連携して相談者の早期就職に向けた支援を行う</p>

	<p>◇関係機関との情報共有を行い、地域のサポートネットワークの充実を図る。</p> <p>◇ひきこもりの相談者および家族に対し、安心して生活できるよう支援の調整を行う。</p> <p>◇相談支援員のスキル向上のため、各種研修に参加する機会を確保し、事例研究、スーパービジョンを定期的実施する。</p> <p>・開催目標：1回以上/月</p>
<p>3. 狛江市自立相談支援事業 (こま YELL)</p>	<p>(1) 自立相談支援事業 (2) 住居確保給付金事業 (3) 就労支援事業 (4) 就労準備支援事業 (5) 家計改善支援事業 (6) 子どもの学習・生活支援事業</p> <p>上記各事業に対し、早期に関係機関との情報共有を行い、アウトリーチを含む支援の強化を図る。</p> <p>◇相談力の更なる向上に向けて、事例検討会を実施する。</p> <p>・開催目標：1回以上/月</p> <p>◇課題の整理を行い、支援をコーディネートするためのプラン作成に積極的に取り組む。</p>
<p>4. 特別区社会福祉事業団包括的施設支援事業</p>	<p>(1) 賃貸保証等契約支援業務</p> <p>◇厚生施設等利用者で身寄りがない方へ、アパートの緊急連絡先を提供する。</p> <p>(2) 訪問モニタリング</p> <p>◇利用者が安心・安全に地域生活を送れるように見守り支援を行う。</p> <p>(3) 電話モニタリング</p> <p>◇孤立しがちな利用者へのサポートを手厚く行う</p> <p>(4) その他</p> <p>◇相談員の専門性向上のため、定期的な研修とスーパービジョンを実施する。</p>

5. 福島県復興
支援員設置業務

東日本大震災により、福島県から東京へ避難した方々への戸別訪問や電話により、現況を把握し、自治体や民間団体との連携を深めて、地域の中で安心して暮らせるよう支援を行う。また、当会の専門性を生かし他県や避難元市町村の復興支援員との連携及びサポートを行う。

6. 事業推進センター

事業推進センターは、東京における社会福祉の発展と改革に寄与する活動を担うとともに、当会の収益事業として位置づくものである。現在の事業の内容は、社会福祉を担う人材の後進育成を目的とする養成支援事業（休止中）、福祉施設等のサービス評価をおこなう福祉サービス第三者評価事業、再犯防止の立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業となっている。

【養成支援事業部】

活動休止 ※2024年4月より

【福祉サービス第三者評価事業部】

2024年度 重点課題		1. 質の高い評価を行う。
		2. コーディネーターを育成する。
		3. 評価件数の確保及び新しい分野の開拓を行う。
事業 実施 計画	1. 評価事業の実施	評価件数：20事業所 評価分野：障害・高齢・社会的養護・生活保護等 生活保護施設等の新規開拓
	2. 運営会議の開催	回数：年3回 参加者：運営部員
	3. コーディネーター会議の開催	回数：年3回 参加者：コーディネーター
	4. 評価者への周知とスキルアップ	評価者会議 回数：年1回 内部研修 回数：年1回 対象：評価者全員（オンラインにて実施予定）
	5. コーディネーターの育成	コーディネーター：6人 OJTを通して育成を行う。
	6. より良い評価プロセスの追求	評価の実践を通してより良い方法を試行し、必要に応じて当評価機関の方法として周知する。
	7. 評価者への情報提供	評価者メーリングリストを活用して情報提供を行う。

【立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部】

<p>2024 年度 重点課題</p>	<p>1. 東京都内の各地区において、犯罪につながりかねない生きづらさを抱えた人たちを支援するためのネットワークづくりを行う。</p> <p>2. 東京都内又はオンラインにて、会員の社会福祉士をはじめとした地域の支援者のスキルアップを支援する。</p> <p>3. 東京都内で活動する支援団体等のネットワークを推進する。</p>
<p>事業実施計画</p>	<p>1. 運営部会の開催</p> <p>回数：12回（毎月1回） 対象：運営部員 15名以内</p>
	<p>2. 支部への支援</p> <p>回数：各支部 12回（毎月1回報告を受ける） 対象：事業部支部</p>
	<p>3. 地区会に対する事業説明会</p> <p>回数：13回 対象：支部設立を希望する地区会</p>
	<p>4. 研修の実施</p> <p>回数：6回（2種類を各3回） 対象：プログラムファシリテーター研修：会員 20名×3回 問題別専門研修：会員他 50名×3回</p>
	<p>5. 広域ネットワークイベントの実施</p> <p>回数：2回 対象：会員、地域の支援者、東京都内で活動する支援団体等職員等 100名×2回</p>
	<p>6. 広報誌「All Right」発行</p> <p>回数：4回 対象：会員、地域の支援者、東京都内で活動する支援団体職員等</p>
	<p>7. 特設サイトにおける広報</p> <p>回数：随時 対象：会員、地域の支援者、東京都内で活動する支援団体職員等</p>
	<p>8. 中間評価実施</p> <p>回数：1回（2024年9月頃） 対象：運営部員、支部に所属する会員、評価アドバイザー</p>
	<p>9. 日本更生保護協会との打合せ</p> <p>回数：12回（毎月1回） 対象：事業部長、副部長、事務局長</p>

7. 地区支援センター

地区支援センターは、都内各地区社会福祉士会と当会が相互に協力し合える体制の構築を進める。また、各地区社会福祉士会においては、活動を通じた情報交換や情報共有を図り会員同士はもとより、各センターとも連携し、地域に根差した福祉実践を目指していく。

<p style="text-align: center;">2024 年度 重点課題</p>	<p>1. 島しょ部を含めた地区会活動の活性化と魅力的な地区会活動への支援</p>	
	<p>2. 地区会会員の倫理綱領・行動規範を基盤とした活動への支援</p>	
	<p>3. 地区会の安定的な運営に向けた、総会開催・会計事務等の事務処理の平準化・標準化を図る。</p>	
<p>事業実施計画</p>	<p>1. 地区活動助成金の支給</p>	<p>地区会に対し、助成規程に基づき、前年度末日時点の会員数に応じて算出される額を上限に申請の受付、審査・支給を行う。</p>
	<p>2. 全体会議の開催</p>	<p>地区会全体及び当会の情報交換・共有、連携を目的として、年2回～3回（予定）、全体会議を開催（Web利用開催含む）する。 参加地区会数：40地区会</p>
	<p>3. 地区ブロック長会の開催</p>	<p>各ブロック間の情報交換・共有・連携を目的として、年2回（予定）、会議を開催（Web利用開催含む）する。 参加ブロック：7ブロック</p>
	<p>4. 地区会員等への倫理綱領・行動規範の周知及び地区活動への支援</p>	<p>各地区会が独自に企画・運営を行う「倫理綱領・行動規範研修」への支援・バックアップをするとともに、地域を基盤として活躍する地区会員の地区活動を支援する。</p>
	<p>5. 実践研究大会等への地区会の参画を促進し、地区会を基盤とした会員の増強・拡大を図る。</p>	<p>実践研究大会や生涯研修等における実行委員やスタッフ等への地区会の参画を促進し、社会福祉士の認知度の向上や地区会を基盤とした会員の増強・拡大を図る。</p>
	<p>6. 当会の理念を共有した地区会活動の促進</p>	<p>組織強化のためのあり方検討会第3期「センターの役割と収支のあり方」に関する提言書（2023年6月23日）を踏まえた検討及び体制の構築を進める。</p>

8. 災害対策本部

2024 年度 重点課題		1. 発災時の行動指針・体制の整備
		2. 復旧時の行動指針・体制の整備
		3. 発災時・復旧時支援体制の整備
事業 実施 計画	1. 災害対応マニュアルの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局用発災時の対応マニュアルを整備する。 ・事務局用 BCP を整備する。 ・各事業用 BCP の整備を推進する。 ・発災時の被災者・地支援マニュアルを整備する。 ・発災時広域連携対応マニュアル整備を推進する。
	2. 災害対応の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・各種マニュアルに基づく対応訓練を実施する。 ・各種マニュアルに基づく連携体制の構築を図る。 ・発災時に備えた関係機関との連携強化を図る。
	3. 関連機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士会関東甲信越ブロック会議を開催する。 ・東京都災害福祉広域ネットワークへ参画する。 ・災害復興種まちづくり支援機構へ参画する。 ・地域防災・復興支援対策への参画支援を行う。

9. 広報推進本部

2024年度 重点課題		1. ICTを活用した広報活動の実施
		2. 映像コンテンツを含めた多様な情報発信
		3. 会員活動の支援に資する発信
事業 実施 計画	1. 広報誌の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・年6回の広報誌（ニュース）を発行する。 ・広報誌の電子配信を推し進める。
	2. Webサイトによる発信	<ul style="list-style-type: none"> ・会の活動についての告知を発信する。 ・会や会員からの情報を発信する。 ・会と会員相互方向の広報活動を行う。
	3. 映像コンテンツの配信	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会や研修会等を映像コンテンツで配信する。 ・事業や委員会、地区活動の報告等を配信する。
	4. SNSの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会や研修会等をSNSで配信する。 ・事業や委員会、地区活動の報告等を配信する。 ・会員自らの発信や会員間の連携促進を支援する。
	5. Webサイトの刷新	<ul style="list-style-type: none"> ・通信の暗号化（SSL化）によりセキュリティ向上を図る。 ・オンライン研修申込等、利便性の向上を図る。 ・オンライン入会申込・変更等を模索する。 ・会員への適時適切な情報提供の促進を図る。

10. 事務局

2024年度 重点課題		1. 働き方改革の推進
		2. 業務の棚卸と標準化
		3. 職員の定着
事業 実施 計画	1. 業務の効率化	在宅勤務、シフト勤務の活用により、業務遂行の効率化と会員サポートを両立させる。
	2. 事務局業務の可視化	主要業務の繁忙期を共有し、負荷の平準化を図る。
	3. 業務手順書作成	業務の標準化、文書化を図りバックアップ体制を構築する。
	4. 定型業務のデジタル化	勤怠システム、会計システムの有効活用
	5. 目標管理の導入	目標管理のための面談実施
	6. 5Sの推進	環境改善 文書整理